

へ合併し、中石川郡と呼べり。故に金澤の城地をも石川郡に隸すといへり。松梅語圖に云ふ。金澤城は石浦庄山崎村の地内にて、昔當國一揆原の頃、本願寺より末寺を建つる時、此の地能き所也とて、其のさき芝山なりしを米六石に永代買ひ取り建立す。是今の本丸の地也と。金城隆盛私記に云ふ。委考當城之故地。石川郡舊石浦庄山崎村之地也。民居今十間町之前後也。其近邊町名曰山崎町。山崎村古千石餘所也云々。又云ふ。凡山崎之地。北東照宮御鎮座之所並金城地。南金龍山總門之邊。東汁谷馬坂之上護國山後。西大坂大乗寺坂之上是也。然則小立野大坂山崎村之地也。西按するに、山崎村の民居は今十間町之前後也と載せたるは非也。彼の村跡は、今兼六園の地より小立野出羽町へかけ村落ありたるよし、三州志來因概覽に見え、山崎町は今いふ石引町也とせり。是實説なるべし。さて山崎村は石浦庄七ヶ村の一村にて、大豆田淨住寺記に、文保二年大乗寺二世瑩山和尚加州加賀郡山崎村に建立、花園帝勅願を賜ひ、三百貫の地を寄附し給ふ給旨等傳來之處、中古兵火に罹り悉く焼亡す。庭室和尚の時、大豆田村に於いて寺地を賜は

り、堂宇再興す。と見え、其の舊地は小立野修理谷坂の下、小姓町地藏橋の邊也。と龜尾記にいへり。按するに右寺記に加賀郡山崎村と載せたるもの、是そのかみの實記に據りて記載せしなるべし。されば石浦庄七ヶ村の地も、皆是いにしへ加賀郡の地内なる事いぢるし。石浦神社は城内の土地神にて、延喜式内加賀郡三輪神社ならんとの説、さもあるべし。又中石川は加賀郡の地内なりとの傳説に據りて尙考ふるに、大野庄の諸村今皆石川郡となし、中石川の地内とすれど、日本鑑異記に加賀大野郡畝田村、三代實錄に加賀郡大野郷、延喜式神名帳に加賀郡大野とす。津田鳳卿が大野郷訪古游記にも、大野郷在金府城西北半里云々。上古屬加賀郡。弘仁以還至延喜。天曆。國典昭晰有徵云々。及足利氏中葉。以赤松政則爲加賀半國守護時。或私割玉戈。大野二郷。隸石川郡。刊本和名類聚鈔以大桑大野芹田井家四郷系石川。以玉戈郷系加賀郡。錯亂甚矣。といへり。今按するに、石浦庄は和名抄より後に置きたる郷庄ならんか。彼の郷中には其の名所見なければ、加賀郡の屬地なるを、大野郷などと同じく後に石川郡へ隸したるなる

べし。赤松政則が加賀半國の守護職と成りしは、後花園天皇の御世長祿二年十一月十九日にて、翌三年十月加賀半國へ赤松衆入部すと赤松再興記に見え、伴信友が殘櫻記に、赤松が家再興ありて、富樫次郎成春が關所加賀國河北石川兩郡に、備前國新田庄等を、給旨に御教書を添へて下されけり。とあり。おもふに、此の時既に加賀郡を河北郡と載せれば、大野郷石浦庄などを石川郡へ隸したるは、それより以前なる事知られけり。さて明治四年七月廢藩置縣の御發令ありて、金澤藩を廢し更に金澤縣を置かれ、長町の舊藩廳を縣廳となし、縣治の創業に着手の際、同年十一月最前置かれし諸縣を廢し、更に新縣を置かれ、加賀一國をば金澤縣とし、翌五年二月石川縣と改稱し、縣廳は國の中央を撰び、石川郡美川町（現本吉）へ移轉せしかど、同年九月七尾縣を廢し、能登一國を石川縣へ合併せられ、加賀・能登兩國管内となりし故、六年一月金澤へ移廳相成り、縣廳をば金澤廣坂通り舊藩廳の附屬營修局の建物をば、其の儘假りの縣廳となし、同十三年に後。地なる舊堂形米倉の地等を合併し、悉く造り替へありて今日の如く成りたり。縣名

は石川郡美川町にありし時のまゝ、今に至り石川縣と稱す。
○金澤市中方位

金澤は城郭を中央となし、街巷の家屋その邊りに盈滿せり。東南は遙かに山嶽圍繞して、小立野山（古名山）、卯辰山（古多摩山）、近く接し、山林を隔つること纒かに一里に過ぎず。犀川、淺野川の二水中の東南を流れて、薪材運搬の便をなし、南西北は廣大なる原野良田にして、悉く土壤沃肥、村落櫛比す。西は蒼海、北は河北瀉の湖水を去る事各二里、四季鮮魚の美味はさらなり、海路自由にして、能登・越中山海陸地の諸産物運輸の便を得、諸郡郷里の諸品悉く金澤市へ輸入する事絶えず。實に水陸の府藏、物産の膏腴富饒の地といひて可ならんか。土屋藝休が金城隆盛私記に云ふ。抑、加陽金澤城。人傑地靈。遠近景勝。無不備矣。於南高祖宗廟。巍然固基於高德山。東西河流沆々。周仁澤矣。石壁累々。松柏鬱々。櫓門森舍。盈滿其中。城外備陽貌。城內兼陰翳。保合大和。乃利貞。國都篤泰也。當知。西高東低。則青龍地是也。選以三州之地。應度之。則東越中小矢部川流。自刀利榑尾峠。湧出至伏木之湊。二十里。北則有能州寶達登山（今山）。南則有加